

名古屋市公報	令和 2年 5月27日 第54号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課) (第84号)	4
告	示	
○ 告示の訂正について	(緑土・緑地管理課) (第306号)	5
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課) (第307号)	6
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課) (第308号)	13
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課) (第309号)	15
○ 名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について	(住都・住宅管理課) (第310号)	18
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第311号)	19
○ 名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧	(緑土・緑地事業課) (第312号)	20
○ 市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せんに関する告示の一部改正	(住都・住宅管理課) (第313号)	21
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課) (第314号)	22
○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・高齢福祉課) (第315号)	23
○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・障害企画課) (第316号)	28
○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(子青・子ども未来企画室) (第317号)	33
教 育 委 員 会 規 則		
○ 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	(第16号)	37
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第12号)	38
上 下 水 道 局 告 示		
○ 災害用備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務の委託	(第13号)	39
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の		

一部改正	(第22号)	40
交 通 局 管 理 規 程		
○ 高速電車運転取扱規程の一部改正	(第17号)	42
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	43
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	47
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	50
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	53
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	55
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	58
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	59
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	60
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	61
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	62
雑 報		
○ 特別職人事異動	(監査・監査第一課)	63

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（第84号）

- 1 改正内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第 224号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第11条の 3、第14条の 3及び第15条関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（第16号）

- 1 改正内容

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る市立学校の臨時休業に伴い、令和 2年度における休業日の特例を設けます。（附則関係）

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 5月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第84号

名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第11条の 3中「第 8条第 5項」を「第 8条第 6項」に改める。

第14条の 3の表中「第 8条第 5項」を「第 8条第 6項」に、「第31条の 6第 5項」を「第31条の 6第 6項」に改める。

第15条の表中「第 8条第 5項」を「第 8条第 6項」に、「第37条第 5項」を「第37条第 6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 306号

告示の訂正について

令和 2年名古屋市告示第 237号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について）の一部を次のように訂正します。

令和 2年 5月18日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

太鼓ヶ根西 公園	守山区大字吉根字太鼓 ヶ根	図面守山 116 の区域	平成31年 月 日
-------------	------------------	-----------------	-----------

」

を

「

太鼓ヶ根西 公園	守山区大字吉根字太鼓 ヶ根	図面守山 116 の区域	令和 2年 4月 9日
-------------	------------------	-----------------	-------------

」

に訂正します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 307 号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 2 年 5 月 15 日本市市会臨時会において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和 2 年 5 月 19 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和 2 年度名古屋市一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 令和 2 年度名古屋市基金特別会計補正予算（第 2 号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和２年度名古屋市一般会計補正予算（第３号）

令和２年度名古屋市一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,017,761千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,514,200,123千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
8 使用料及び手数料		43,397,257	40,950	43,438,207
	3 診療収入	2,536,579	40,950	2,577,529
9 国庫支出金		463,689,151	64,025	463,753,176
	1 負担金	188,939,436	64,025	189,003,461
10 県支出金		69,613,833	3,496,625	73,110,458
	2 補助金	18,004,664	3,496,625	21,501,289
12 寄附金		498,053	140,000	638,053
	1 寄附金	498,053	140,000	638,053
13 繰入金		24,270,320	9,276,161	33,546,481
	1 他会計繰入金	24,270,320	9,276,161	33,546,481
歳 入	合 計	1,501,182,362	13,017,761	1,514,200,123

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		44,016,189	140,000	44,156,189
	2 財 務 管 理 費	1,837,529	140,000	1,977,529
3 健 康 福 祉 費		338,132,343	990,811	339,123,154
	7 公 衆 衛 生 費	15,398,532	990,811	16,389,343
4 子 ども 青 少 年 費		184,092,242	72,950	184,165,192
	1 子 ども 青 少 年 費	184,092,242	72,950	184,165,192
7 経 済 費		87,794,324	11,708,000	99,502,324
	1 産 業 費	86,508,434	11,708,000	98,216,434
8 観 光 文 化 交 流 費		13,963,717	100,000	14,063,717
	2 文 化 交 流 費	5,214,238	100,000	5,314,238
12 教 育 費		185,482,406	6,000	185,488,406
	8 私 学 振 興 費	8,032,734	6,000	8,038,734
歳 出 合 計		1,501,182,362	13,017,761	1,514,200,123

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計補正予算（第２号）

令和２年度名古屋市長官公営企業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,416,161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,780,508千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
6 文化振興事業 積立基金収入		50,629	100,000	150,629
	3 基金積戻金	46,690	100,000	146,690
22 財政調整基金収入		2,720,729	9,036,161	11,756,890
	2 基金積戻金	2,677,000	9,036,161	11,713,161
23 新型コロナウイルス 感染症対策事業 基金収入		—	280,000	280,000
	1 繰 入 金	—	140,000	140,000
	2 基金積戻金	—	140,000	140,000
歳 入	合 計	102,364,347	9,416,161	111,780,508

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
6 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		50,629	100,000	150,629
	1 他 会 計 繰 出 金	47,629	100,000	147,629
22 財 政 調 整 基 金		2,720,729	9,036,161	11,756,890
	1 他 会 計 繰 出 金	2,677,000	9,036,161	11,713,161
23 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 事 業 基 金		—	280,000	280,000
	1 他 会 計 繰 出 金	—	140,000	140,000
	2 積 立 金	—	140,000	140,000
歳 出	合 計	102,364,347	9,416,161	111,780,508

名古屋市告示第 308号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
ソフィアメ ディ株式会社	ソフィア訪問 看護ステーション瑞穂	名古屋市瑞穂区 萩山町 3丁目33 番地	令和 2年 5月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
セブンシーズ 合同会社	きそ訪問介護	名古屋市北区喜 惣治一丁目 275 番地の 2	令和 2年 5月 1日	訪問介護
トップケアジ ヤパン株式会 社	訪問ケアあん しん生活	名古屋市守山区 甘軒家12番17号	令和 2年 5月 1日	訪問介護
株式会社スタ	アクア緑訪問	名古屋市緑区大	令和 2年	訪問介護

ツフシュウエイ	介護	高町字寅新田 150番地の 3	5月 1日	
株式会社スタ ツフシュウエイ	アクア緑訪問 看護	名古屋市緑区大 高町字寅新田 150番地の 3	令和 2年 5月 1日	訪問看護
株式会社スペ ースライフ	訪問介護スペ ースライフ	名古屋市名東区 猪子石原三丁目 101番地	令和 2年 5月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ある こふ	脳卒中特化型 デイサービス あむれぐ	名古屋市南区宝 生町 3丁目15番 地	令和 2年 5月 1日	地域密着型通所介 護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 309号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
J P M e d i c a l 株式 会社	g o o d 訪看 リハビリステ ーション	名古屋市中村区 森末町 1丁目58 番地	令和 2年 3月23日	訪問看護 介護予 防訪問看護
エム・オーヒ ューマンサー ビス株式会社	訪問看護ステ ーション「ト ント」えがお	名古屋守山区 四軒家二丁目 111番地	令和 2年 3月27日	訪問看護 介護予 防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
特定非営利活 動法人おひと りさま	めいえき訪問 介護サービス	名古屋市中村区 太閤一丁目19番 54号	令和 2年 3月27日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社エール	デイカフェ歌え〜る	名古屋市中川区 伏屋二丁目 120 番地の 1	令和 2年 3月14日	地域密着型通所介護
株式会社セラム	けあらーず北 指定通所介護 事業所	名古屋市北区大 曾根一丁目26番 23号	令和 2年 3月24日	地域密着型通所介護
有限会社生きがい計画	フェリシーテ 名東	名古屋市名東区 香南一丁目 405 番地	令和 2年 3月30日	地域密着型通所介護

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社たんばプロジェクト	あおぞらケア プラン	名古屋市西区幅 下二丁目20番 6 号	令和 2年 3月 3日	居宅介護支援
株式会社グラ ンドベース	居宅介護支援 事業所ライフ イズグッド	名古屋市西区那 古野二丁目23番 21号	令和 2年 3月23日	居宅介護支援
一般社団法人 名古屋市療養 サービス事業 団	名古屋市南区 ケアマネージ メントセンタ ー	名古屋市南区前 浜通 3丁目10番 地	令和 2年 3月26日	居宅介護支援
有限会社マツ サダ	介護支援丸の 内薬局	名古屋市中区丸 の内三丁目 5番 6号	令和 2年 3月30日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 310号

名古屋市営住宅における使用料の収納事務委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定により、次のように収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 2年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託する事務

名古屋市営住宅等の退去者に係る滞納家賃及び滞納駐車場使用料の収納事務

2 委託の相手方

埼玉県さいたま市大宮区大門町 1丁目 1番地

弁護士法人ライズ綜合法律事務所 弁護士 田中 泰雄

3 委託期間

令和 2年 4月 1日から令和 6年 7月 2日まで

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 311号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 2年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第11号大高緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 2年 5月20日から令和 7年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 312号

名古屋都市計画事業に係る図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を一般の縦覧に供します。

令和 2年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画緑地事業第 6号小幡緑地

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

（名古屋市役所西庁舎 5階）

3 縦覧期間

令和 2年 5月20日から令和 9年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日は除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 313号

市営住宅入居希望者の公募及び入居者決定の抽せんに関する告示
の一部改正

令和 2年名古屋市告示第 272号の一部を次のように改正します。

令和 2年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

第 4の 5 (1) 中「事故住宅 51戸」を「事故住宅 50戸」に改める。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第314号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和2年5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
社会福祉法人広徳会	名古屋市天白区島田三 丁目110番地	令和2年1月1日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 315号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯・親子隣居住宅）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 2年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で令和 3年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、同条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

令和 2年 5月29日（金）から同年 6月12日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、5月30日（土）、31日（日）、 6月 6日（土）、 7日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事

務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 2年 6月 1日（月）から同月12日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 6日（土）及び 7日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

令和 2年 7月16日（木）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅
空家住宅 70戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 3年 1月 4日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 40戸

4 親子隣居住宅

(1) 申込みの資格

ア 隣り合わせの住宅に住もうとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 3年 1月 4日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 2戸（1組）

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 316号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定 の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 2年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の3に規定する第1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律

第 283号) 第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者

(3) 知的障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

(4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者

ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者

(5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者

(6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者

(7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）

第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者

イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者

ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で令和 3年 1月 4日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者にあつては 5年）を経過しない者がいないこと。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所

イ 日時

令和 2年 5月29日（金）から同年 6月12日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、5月30日（土）、31日（日）、6月 6日（土）及び 7日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(6)に該当する場合にあつては健康福祉局健康部感染症対策室に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

令和 2年 6月 1日（月）から同月12日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 6日（土）及び 7日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C会議室

イ 日時

令和 2年 7月16日（木）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 41戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯

- ア 戦傷病者特別援護法第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害の程度が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1号表ノ 2の規定により、特別項症から第 3項症までである者
- イ 身体障害者福祉法第15条第 4項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1級から 4級までの身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 13戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 317号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

令和 2年 5月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号）第 6条第 1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6条第 2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

(2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者にあつては10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者にあつては5年）を経過しない者でないこと。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各社会福祉事務所及び各社会福祉事務所支所

(2) 日時

令和 2年 6月 1日（月）から同月12日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 6日（土）及び 7日（日）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、令和 2年 6月 1日（月）から同月12日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 6日（土）及び 7日（日）を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、令和 2年 6月 1日（月）から同月12日（金）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階西12C 会議室

(2) 日時

令和 2年 7月16日（木）午後 1時30分

6 公募戸数

公営住宅

空家住宅 27戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 2 年 5 月 19 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第16号

名古屋市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改
正する規則

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則
に次の 1 項を加える。

（令和 2 年度における休業日の特例）

- 2 令和 2 年度における休業日に関する第 4 条の規定の適用については、同条
第 4 号中「8 月 31 日」とあるのは「8 月 16 日」と、同条第 5 号中「12 月 24
日」とあるのは「12 月 26 日」と、「翌年 1 月 6 日」とあるのは「翌年 1 月 4
日」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第12号

教育委員会定例会の開催について

令和 2年 5月28日午前10時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 5月21日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について

令和 2年度一般会計補正予算に関する専決処分について

教育委員会規則の改正に関する専決処分について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第13号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき災害用
備蓄飲料水「名水」の販売代金の徴収事務を委託することとしたので、地方公
営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところに
より告示する。

令和2年5月21日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 委託の相手方

日本郵便株式会社 名古屋中郵便局

2 委託する事務の範囲

- (1) 災害用備蓄飲料水「名水」（以下「名水」という。）の販売代金の徴収
- (2) 前号により収納した名水の販売代金の出納取扱金融機関又は収納取扱金
融機関への払込み
- (3) 前2号に定める事務に附帯する事務

3 委託期間

令和2年6月3日から令和3年3月31日まで

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第22号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月18日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間
1	午前7時45分から午後4時15分まで	正午から午後0時45分まで
2	午前8時15分から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
3	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
4	午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
5	午前9時30分から午後6時まで	午後0時15分から午後1時まで
6	午前10時から午後6時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
7	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
8	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
9	午前9時15分から午後6時まで	正午から午後1時まで

10	午前 9 時45分から午後 6 時30分まで	正午から午後 1 時 まで
----	------------------------	------------------

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第 17 号

高速電車運転取扱規程（平成 16 年名古屋市交通局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 5 月 22 日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第 26 条を次のように改める。

（運転切換スイッチの取扱い）

第 26 条 第 1 号線、第 2 号線、第 4 号線、第 6 号線及び上飯田線において、列車又は車両を運転するときは、次により運転切換スイッチを取り扱わなければならない。

- (1) 第 1 号線、第 6 号線及び上飯田線でワンマン運転するとき 「一人乗務・ATO 運転」位置又は「本線（一人乗務）」位置にし、ワンマン表示灯の点灯を確認する。
- (2) 第 2 号線及び第 4 号線で ATO による運転（以下「ATO 運転」という。）をするとき 「一人乗務・ATO 運転」位置にし、ワンマン表示灯の点灯を確認する。
- (3) 車両の入換えを行うとき又は列車を 2 人乗務で運転するとき 「入換・二人乗務」位置にし、ワンマン表示灯の消灯を確認する。

第 268 条中「第 1 号線」の次に「、第 2 号線、第 4 号線」を加え、「（以下「ATO 運転」という。）」を削る。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 25 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年5月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ名古屋北店

名古屋市北区辻町九丁目1番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)穂波	代表取締役 林 隆子	名古屋市瑞穂区河岸一丁目9番7号	—	—	—	平成29年7月20日
2	A s — m e エステール (株)	代表取締役 丸山 雅史	東京都港区虎ノ門四丁目3番13号	—	—	—	平成28年9月20日
3	(株)パレモ	代表取締役 小田 保則	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	—	—	—	平成26年10月13日
4	(株)ブランドメゾン	代表取締役 安山 克義	名古屋市名東区一社三丁目96番地	—	—	—	平成27年8月1日

5	あちは(株)	代表取締役 阿知波 雅大	名古屋市瑞穂区北原町二丁目73番地	—	—	—	平成27年2月20日
6	(株)新星堂	代表取締役 砂田 浩孝	東京都杉並区上荻一丁目23番17号	—	—	—	令和2年2月20日
7	(株)三城	代表取締役 加賀 純一	東京都中央区銀座一丁目7番7号	—	—	—	平成30年1月21日
8	(有)ジョセナ商事	代表取締役 小川 晴輝	名古屋市中区新栄一丁目22番2号	—	—	—	平成27年8月20日
9	(有)名和食糧	代表取締役 名和 崇行	岐阜県岐阜市加納伏見町35番地	—	—	—	平成27年1月20日
10	ユニー(株)	代表取締役 佐古 則男	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 関口 憲司	変更なし	平成31年4月15日
11	(株)スイートスタイル	代表取締役 若月 光博	東京都中央区日本橋小舟町7番2号	変更なし	代表取締役 古谷 大輔	変更なし	令和元年5月16日
12	(株)サンリフオーム	代表取締役 坂野 達哉	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 服部 剛之	変更なし	平成29年5月15日
13	(株)モリエ	代表取締役 藤田 敏	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	変更なし	代表取締役 内野 伸彦	変更なし	令和元年5月31日
14	(株)ペグプレジール	代表取締役 竹内 新一郎	名古屋市中村区井深町10番28号	(株)ペグ	代表取締役 常川 健志	変更なし	平成27年11月21日
15	(株)チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	変更なし	変更なし	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	平成29年5月26日
16	(株)日本一	代表取締役 染谷 康雄	千葉県野田市目吹1965番地	変更なし	代表取締役 染谷 幸雄	変更なし	平成28年6月15日

17	(株)ジーンズ メイト	代表取締役 西脇 昌司	東京都渋谷 区元代々木 町30番13号	変更なし	代表取締役 富沢 茂	東京都渋谷 区富ヶ谷一 丁目49番 4 号	平成 30年 8月 1日
18	—	—	—	(株)サン総合 メンテナンス	代表取締役 松本 毅	愛知県稲沢 市天池五反 田町 1番地	平成 29年 5月 21日
19	—	—	—	(株)ワンダー コーポレー ション	代表取締役 内藤 雅義	茨城県つく ば市西大橋 599番地 1	平成 30年 4月 21日
20	—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣 市外渕二丁 目38番地	平成 27年 3月 21日
21	—	—	—	(株)マルビシ 洋装店	代表取締役 高木 茂希	愛知県津島 市天王通 6 番 3号	平成 25年 11月 27日
22	—	—	—	藤久(株)	代表取締役 後藤 薫徳	名古屋市名 東区高社一 丁目 210番 地	平成 27年 3月 21日
23	—	—	—	(株)アルカス インターナ ショナル	代表取締役 内山 誠一	神戸市中央 区港島中町 六丁目 8番 1	平成 27年 4月 25日
24	—	—	—	(株)ストライ プインター ナショナル	代表取締役 石川 康晴	東京都中央 区銀座四丁 目12番15号	平成 27年 4月 3日
25	—	—	—	(株)ぱそれず	代表取締役 友永 澄也	静岡市駿河 区稲川一丁 目 2番 6号	平成 29年 12月 1日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 9までの小売業者については、退店のため
- (2) No.10からNo.13まで及びNo.16の小売業者については、代表者変更のため

- (3) No.14の小売業者については、吸収合併のため
- (4) No.15の小売業者については、住所変更のため
- (5) No.17の小売業者については、代表者及び住所変更のため
- (6) No.18からNo.25までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 4月24日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 5月19日から同年 9月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 9月23日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年5月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋ビルヂング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)フィーゴ	代表取締役 赤間 直樹	東京都港区 赤坂七丁目 1番16号	—	—	—	令和 2年 2月 5日
2	林物産(株)	代表取締役 林 貴夫	名古屋市中 区上前津一 丁目 4番 5 号	—	—	—	令和 元年 11月 22日
3	(株)石見銀山 生活文化研 究所	代表取締役 松場 登美	島根県大田 市大森町ハ 183番地	—	—	—	令和 2年 1月 31日
4	大和書店(株)	代表取締役 稲山 佳史	愛知県岩倉 市中本町西 出口64番 9 号	—	—	—	令和 元年 11月 29日

5	—	—	—	㈱ボーコン セプト・ジ ヤパン	代表取締役 秋山 玄	東京都港区 南青山 2丁 目31番 8号	令和 元年 11月 23日
6	—	—	—	727カンパ ニー合同会 社	代表社員 眞瀬 智弘	神奈川県逗 子市逗子 3 丁目 4番18 号	令和 2年 2月 19日
7	デサントジ ヤパン(株)	代表取締役 三井 久	大阪市天王 寺区堂ヶ芝 1丁目11番 3号	変更なし	代表取締役 小川 典利 大	変更なし	平成 31年 4月 1日
8	D i p t y q u e J a p a n (株)	代表取締役 川島 一雄	東京都港区 南青山五丁 目11番22号	変更なし	代表取締役 ピエール・ ステファン ・ムッサン	変更なし	令和 元年 9月 1日
9	㈱メガネの 和光	代表取締役 清水 恭一	名古屋市中 区栄三丁目 15番 4号	変更なし	代表取締役 清水 元敦	変更なし	令和 元年 10月 1日
10	㈱ルック	代表取締役 澁谷 治男	東京都目黒 区中目黒二 丁目 7番 7 号	変更なし	変更なし	東京都港区 赤坂 8丁目 5番30号	令和 元年 10月 23日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 4までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 5及びNo. 6の小売業者については、入店のため
- (3) No. 7からNo. 9までの小売業者については、代表者変更のため
- (4) No.10の小売業者については、住所変更のため

5 届出の日

令和 2年 4月30日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 5月19日から同年 9月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 9月23日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール名古屋南

名古屋市南区豊田五丁目1209番 5 ほか 3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市 北区宮原町 二丁目19番 4号	変更なし	代表取締役 北島 常好	変更なし	平成 30年 2月 21日
2	(株)阪急B & Cプランニング	代表取締役 水谷 剛	大阪市淀川 区野中南二 丁目 8番10 号	—	—	—	平成 30年 2月 21日
3	(株)三光食品	代表取締役 犬塚 光知	愛知県岡崎 市大和町字 塗御堂22番 地 1	—	—	—	平成 29年 11月 20日
4	(株)おとうふ工房いしかわ	代表取締役 石川 伸	愛知県高浜 市豊田町一 丁目 204番 地21	—	—	—	平成 30年 8月 20日

5	(有)近田屋	代表取締役 近田 雄一	名古屋市守 山区西島町 13番地24	—	—	—	平成 28年 10月 20日
6	(株)鳥重商店	代表取締役 羽田野 伸 朗	名古屋市中 村区烏森町 7丁目 297 番地	—	—	—	令和 元年 5月 20日
7	(株)エルオー	代表取締役 岡本 俊文	和歌山県海 南市九品寺 256番地	—	—	—	平成 29年 4月 20日
8	(株)ニューウ オジョウ	代表取締役 伊藤 俊行	愛知県西春 日井郡豊山 町大字豊場 字山方70番 地 1	—	—	—	令和 2年 1月 20日
9	—	—	—	フジパンス トアー(株)	代表取締役 高山 昭一	名古屋市瑞 穂区松園町 1丁目50番 地	平成 31年 1月 25日
10	—	—	—	(株)エクスト リンク	代表取締役 廣瀬 雄一	大阪市北区 曽根崎二丁 目 3番 5号	平成 29年 9月 4日
11	—	—	—	日本ピザハ ット(株)	代表取締役 中村 昭一	横浜市西区 みなとみら い四丁目 4 番 4号	平成 30年 9月 19日
12	—	—	—	(株)花庄	代表取締役 大岩 庄司	名古屋市天 白区天白町 平針 2丁目 213番地	平成 29年 11月 21日
13	(株)オーエム ツーミート	代表取締役 大越 勤	大阪市淀川 区西中島五 丁目14番10 号	変更なし	変更なし	東京都港区 芝大門二丁 目 4番 7号	令和 2年 4月 27日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (2) No. 2からNo. 8までの小売業者については、退店のため

(3) №. 9から№.12までの小売業者については、入店のため

(4) №.13の小売業者については、誤記修正のため

5 届出の日

令和 2年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 5月20日から同年 9月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 9月23日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 5月20日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール名古屋南

名古屋市南区豊田五丁目1209番 5 ほか 3筆

2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
平面駐車場	623台	変更なし
ホームセンター棟 2階駐車場	287台	204台
ホームセンター棟屋上駐車場	519台	311台
総合スーパーマーケット棟屋上駐車場	167台	131台
家電量販店棟屋上駐車場	220台	変更なし
計	1,816台	1,489台

駐車場の位置については縦覧によります。

3 変更の日

令和 2年12月28日

4 変更しようとする理由

店舗の利用実態に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

令和 2年 4月27日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
南区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 5月20日から同年 9月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年 9月23日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 5月21日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファニチャードーム本店

名古屋市港区金城ふ頭二丁目 7番

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
①平面駐車場	231台	259台	231台	259台
②屋上駐車場	286台	213台	286台	213台
⑤市営金城ふ頭駐車場	—	300台	—	5,010台
計	517台	772台	517台	5,482台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
安井家具(株)	午前10時00分	変更なし	午後 9時00分	変更なし
未定	—	午前 9時00分	—	午後10時00分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
①平面駐車場	午前 9時30分から 午後 9時30分まで	午前 8時30分から 午後10時30分まで

②屋上駐車場	午前 9時30分から 午後 9時30分まで	午前 8時30分から 午後10時30分まで
⑤市営金城ふ頭駐車場	—	午前 0時00分から 午後12時00分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	2箇所	変更なし
入口	—	3箇所
出口	1箇所	4箇所
計	3箇所	9箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 2年12月29日

4 変更しようとする理由

営業計画変更のため

5 届出の日

令和 2年 4月28日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 5月21日から同年 9月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2 年 9 月 23 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 5月21日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年 5月25日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第27号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第28号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第29号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第30号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について

第31号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

第32号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第33号議案 令和 3年度名古屋市農業施策等に関する意見書について

名古屋市農業委員会事務局農政課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

令和 2年 5月21日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1453号	(株)ナカガワ	中川 勲	名古屋市南区戸部下一丁目17番地	令和 2年 4月15日
第1483号	(株)K i n C h a n S e r v i c e	清水 祐希	愛知県春日井市高山町四丁目 6番地10	令和 2年 4月15日
第1485号	横澤設備	横澤 健	名古屋市北区如来町97番地エヌマンション 1B号	令和 2年 4月15日
第1486号	(株)青電社	北原 直樹	名古屋市守山区町南3番 1号	令和 2年 4月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

令和 2年 5月21日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 121号	都管工業 (株)	一ノ瀬 啓 雄	名古屋市千種区城木 町 2丁目16番地	令和 2年 4月10日
第 869号	塚本設備	塚本 雅代	名古屋市東区徳川二 丁目 9番18号メナー ジュ徳川10—B号	令和 2年 4月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

令和 2年 5月21日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1358号	東海設備 (株)名古屋 営業所	千頭和 裕 生	名古屋市天白区植田 南一丁目 205番地	令和 2年 4月15日
第1485号	横澤設備	横澤 健	名古屋市北区如来町 97番地エヌマンショ ン 1B号	令和 2年 4月15日
第1486号	(株)青電社	北原 直樹	名古屋市守山区町南 3番 1号	令和 2年 4月15日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第2項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

令和 2年 5月21日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 121号	都管工業 (株)	一ノ瀬 啓 雄	名古屋市千種区城木 町 2丁目16番地	令和 2年 4月10日
第 869号	塚本設備	塚本 雅代	名古屋市東区徳川二 丁目 9番18号メナー ジュ徳川10—B号	令和 2年 4月16日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

特別職人事異動

令和2年5月19日付

監査委員任命	(市会議員)	木 下 優
監査委員任命	(市会議員)	岩 本 たかひろ

令和2年5月19日付

監査委員解職	(市会議員)	中 里 高 之
監査委員解職	(市会議員)	橋 本 ひろき